



電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）第8条第1項第2号の認定基準への不適合

#### 4 聴聞の期日及び場所

平成 年 月 日 15:00～

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

福岡合同庁舎6階 第2会議室

#### 5 主宰者の氏名及び職名

（経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課長）

#### 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

名称：経済産業省 九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課

所在地：〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

電話：092-482-5473

FAX：092-482-5962

担当者：再エネ班

#### 7 その他

##### (1) 代理人（法第16条関係）

- ・この通知を受けた方（以下「当事者」という。）は、代理人を選任し、代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができます。
- ・代理人の資格は、書面で証明しなければなりませんので、聴聞の期日の当日に、委任状（登録された印鑑を押印したもの）、委任状に押した印鑑の印鑑登録証明証（法人の場合は印鑑証明書）、公的機関が発行した身分証明書（顔写真付きの場合1点、顔写真なしの場合2点）を持参してください。
- ・代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を連絡してください。

##### (2) 陳述書及び証拠書類等の提出（法第15条、第20条及び第21条関係）

- ・当事者は、①聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は②聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

##### ①聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類等を提出する場合

- ・取消の要否は、聴聞の期日における陳述と提出された証拠書類等（※）をもって判断することから、証拠書類等は、必ず聴聞の期日に持参し、1部を行政庁へ提出してください。

##### ※証拠書類等の例

- 土地の取得・賃借等により土地が現実に確保されていることで発電設備の設置場所が決定していることを証する書類（登記簿謄本の写し、契約書、共有者一

- 覧表、共有者の同意書等)
- 認定に係る仕様での設備の発注が行われることで仕様が決定していることを証する書類（発注請書、契約書等）
- 電気事業者との系統接続協議が継続中であることを電気事業者が証する書類（詳細は6の連絡先までお問合せください）、又は東日本大震災の被災地域であることを証する書類

②聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出する場合

- ・様式4を参考に陳述書を作成し、証拠書類等と提出してください。

(3)参加人の申請（法第17条関係）

- ・当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる法令に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（以下「関係人」という。）は、主宰者の許可を得て、聴聞に関する手続に参加することができます。参加を希望する関係人は、聴聞の期日の14日前まで（開庁時間に到達。以下同じ）に参加人許可申請書（様式7）を提出してください。
- ・法人の場合は代表者のみが参加人本人となりますので、社員等が出席する場合は代理人にあたるため委任状を持参してください。

(4)補佐人の申請（法第20条関係）

- ・当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができます。補佐人の出頭を希望する当事者又は参加人は、聴聞の期日の7日前までに補佐人許可申請書（様式9）を提出してください。

(5)文書等の閲覧（法第15条及び第18条関係）

- ・当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）は、聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。閲覧を希望する当事者等は、文書等閲覧請求書（様式11）を提出してください。
- ・閲覧により第三者の利害を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があると判断した時には、閲覧を許可しません。

(6)聴聞調書等の閲覧（法第24条関係）

- ・当事者又は参加人は、聴聞の審理の経過を記載した調書（以下「聴聞調書」という。）及び報告書の閲覧を求めることができます。希望する場合には、聴聞調書等閲覧請求書（様式15）を提出してください。

(7)当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結（法第23条関係）

- ・主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出願しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠

書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができます。

(8)その他

- ・当事者又は当事者の代理人は、この文書を持参してください。
- ・当事者、参加人、補佐人、代理人は、公的機関が発行した身分証明書（顔写真付きの場合1点、顔写真なしの場合2点）を持参してください。
- ・当事者又は参加人の代理人にあっては、委任状を持参してください。
- ・聴聞に関する手続は、日本語で行います。

平成 年 月 日

聴聞主宰者 殿

住所

当事者又は参加人氏名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

## 委任状

平成 年 月 日に行われる聴聞については、下記のとおり委任いたします。

記

### 1 代理人

代理人の住所	〒
代理人の会社名	
部署名	
役職・氏名	

### 2 委任事項

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分に係る聴聞に関する一切の権限

【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

※ 登録された印鑑を押印し、印鑑登録証（法人の場合は印鑑証明書）を添付すること。

聴聞主宰者 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

## 陳述書

平成 年 月 日に行われる聴聞については、行政手続法第21条第1項の規定に基づき、聴聞の期日への出頭に代えて、下記のとおり陳述書を提出します。

### 記

#### 1 聴聞の件名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分に係る聴聞

##### 【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

#### 2 認定取消し処分の原因となる事実及び当該事案の内容についての意見

- (1) 不利益処分の原因となる事実についての認識
- (2) 場所の決定に係る弁明及び意見
- (3) 設備の仕様の決定に係る弁明及び意見
- (4) 電気事業者との系統接続協議に係る弁明及び意見
- (5) 東日本大震災の被災地域に係る弁明及び意見
- (6) その他

#### 3 証拠書類等の標目

注：行政手続法第21条第1項の規定により陳述書を提出する場合は、この様式を準拠して陳述書を作成してください。

聴聞主宰者 殿

住所

氏名

印

(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

## 参加人許可申請書

平成 年 月 日に行われる聴聞に関する手続きへの参加を申請します。

### 記

1 聴聞の件名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分の疑いに係る聴聞

【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

2 聴聞に係る不利益処分につき利害関係を有する理由及び根拠

3 連絡先

名称：

所在地：〒000-0000 ○○県○○市・・・・

電話：00-0000-0000

担当者：○○、○○

※ 聴聞の期日の14日前までに提出すること

聴聞主宰者 殿

当事者又は参加人氏名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

## 補佐人許可申請書

平成 年 月 日に行われる聴聞に関し、下記の補佐人とともに出席したいので申請します。

### 記

1 聴聞の件名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分に係る聴聞

【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

2 補佐人

住所・連絡先	〒000-0000 ○○県○○市・・・ 電話：
氏名	
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	(できるだけ具体的に記載してください)

※聴聞日の7日前までに提出すること。

※補佐人が複数いる場合には、適宜、2の表を増やすこと。



平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

当事者等氏名  
印  
(法人にあつては名称及び代表者の役職・氏名)

## 文書等閲覧請求書

平成 年 月 日に行われる聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を請求します。

### 記

#### 1 聴聞の件名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分に係る聴聞

#### 【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

#### 2 閲覧を求める資料の標目

(閲覧の求めに係る資料を特定することができるよう資料の件名又は知りたい事項の概要等をできるだけ具体的に記入してください。)

※閲覧により第三者の利害を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があると判断した時には、閲覧を許可しません。

平成 年 月 日

聴聞主宰者 殿 (聴聞終結前)  
【経済産業大臣 殿 (聴聞終結後)】

当事者又は参加人氏名 印  
(法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名)

## 聴聞調書等閲覧請求書

平成 年 月 日に行われた聴聞に関し、下記の標目に係る資料の閲覧を請求します。

### 記

#### 1 聴聞の件名

再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定取消し処分に係る聴聞

#### 【対象となる認定】

発電事業者名：

設備名称：

設備ID：

認定日：

#### 2 閲覧を求める資料の標目

(閲覧の求めに係る資料を特定することができるよう資料の件名又は知りたい事項の概要等をできるだけ具体的に記入してください。)